

平成26年（行ヒ）第411号 行政上告受理申立て事件

申立人 秋山 博 外12名

相手方 群馬県知事 外1名

証拠説明書（甲A29～32）

2015（平成27）年4月3日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら訴訟代理人 弁護士 福田 寿男

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 A 25～ 28	欠番			
甲 A 29	図書「受益者負担制 度の法的研究」（抜 粋）	写 し	平7.9.10 三木義一	受益者負担制度の淵源にあたる旧都市計画法の制度内 容、および同法に基づく受益者負担金賦課処分の適否を 審査した行政裁判所の判例の整理・分析。
甲 A 30	行政裁判所昭和4年 7月18日判決（抜 粋＝原告主張事実は 省略） （判決録第40輯）	写 し	昭4.7.18 行政裁判 所	内務大臣が一旦受益者と指定した以上、反証は許されず 事実誤認も内務大臣の裁量に属するという被告京都市長 の抗弁を行政裁判所は退け、かつ「利益」とは金銭に見 積もることを得るもののみを指すと判示した事実。
甲 A 31	行政裁判所昭和16 年9月27日判決 （判決録第52輯）	写 し	昭16.9.27 行政裁判 所	同旨
甲 A 32	行政裁判所昭和17 年12月22日判決 （事実摘示部分省 略） （判決録第53輯）	写 し	昭17.12.22 行政裁判 所	負担金賦課の前提となる「利益」は、現在において金額 に算定し得るべき利益を指し、将来発生すべき利益を含 まない旨を行政裁判所が判示した事実。